

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和7年6月23日（月） 午前10時7分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 51号 ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第 53号 ひたちなか市道路・公園照明灯一括更新管理事業（ESCO事業）契約の締結について

○出席委員 8名

経済建設委員会	弓 削 仁 一 委員長
	加 藤 恭 子 副委員長
	鵜 澤 恵 一 委員
	安 のり子 委員
	安 次 男 委員
	大 谷 隆 委員
	清 水 立 雄 委員
	三 瓶 武 委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 薄 井 宏 安 議長

○説明のため出席した者

経済環境部	松 本 竜 宝	経済環境部長
	丸 岡 貴 典	商工振興課長
	内 藤 奈 歩	商工振興課長補佐兼係長
	二 川 潤	商工振興課係長
建設部	祖 田 章	建設部長
	原 秀 明	建設部技正兼道路管理課長
	風 間 剛	道路管理課長補佐

	秋 田 尚 之	道路管理課技佐兼維持補修係長
	小石川 正 芳	道路管理課管理係長
都市整備部	梅 原 忠	都市整備部長
	小 川 孝 博	公園緑地課長
	平 野 邦 治	公園緑地課技佐
	松 延 毅 司	公園緑地課施設管理係長

○事務局職員出席者

議会事務局	海 埜 敏 之	主幹
	折 本 光	主幹

経 済 建 設 委 員 会

令和 7 年 6 月 2 3 日（月）

＊開会に先立ち、各部長等から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時7分 開会

○弓削委員長 それでは、皆さん、改めましておはようございます。これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件です。

最初に、議案第51号 ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただきまして、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第2回6月定例会、議案第51号の順にフォルダをお開きください。皆さん大丈夫でしょうか。

では、提出者の説明をお願いします。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 おはようございます。それでは、議案第51号 ひたちなか市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

○弓削委員長 部長、着座をお願いいたします。

○松本経済環境部長 着座で失礼いたします。

○弓削委員長 今後、説明につきましては着座をお願いいたします。よろしくお願いします。

○松本経済環境部長 それでは、改めまして議案第51号についてご説明申し上げます。

市営駐車場につきましては市内に8か所ございまして、これら全て市が直営で管理運営をしてございます。現在、老朽化によりトラブルが増加している料金精算機の更新に加え、定期駐車枠の拡大や観光バスの受入れ要望といった課題がございます。

こうした課題への対応として、民間業者の専門性やノウハウを活用する指定管理者制度を導入し、維持管理に係る経費の削減を図るとともに、利用者サービスの向上が期待されますことから、このたびの所要の改正を行う趣旨でございます。

今回の条例改正の主な内容としましては、6点ございます。

1つ目に、指定管理者が市営駐車場の維持管理や利用料金の徴収など、その業務範囲を定めることがまず前提でございます。

2つ目に、納入された利用料金を指定管理者の収入として取り扱う利用料金制の導入に関する規定でございます。

3つ目は、市長の権限に関する読替えです。定期駐車、減免、還付などについて、指定管理者が行えるよう定めます。

4つ目は、勝田中央駐車場において観光バス等の受入れを可能とし、その利用料金を1日当たり上限2,000円とする考えであります。

5つ目は、これまで勝田駅東口南駐車場のみで運用しておりました定期駐車につきまして、今後は複数の駐車場に枠を拡大しようと考えております。

6つ目は、料金体系の簡素化でございます。複雑な料金区分の見直しを行い、より分かりや

すい料金体系とします。おおむね1回当たりで最大で50円程度の値上げになる場合もございますが、諸般の事情を考慮しますと市の収益にもつながることが期待され、また維持管理のほうにこれを回すことができるというふうに考えております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。

なお、今後の進め方といたしましては、選定委員会において応募事業者の査定を行う予定でございます。

募集要項においては、基本料金に加え、経営努力等によりさらに増収となった分を、追加納付金として市に納付する仕組みを採用する予定でございます。これにより最小の経費で運用しつつ、精算機の更新やサービスの向上を図ることで最大の効果が得られるよう努めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○弓削委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第53号 ひたちなか市道路・公園照明灯一括更新管理事業（ESCO事業）契約の締結についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただきまして、議案第53号をお開きください。また、議案に係る補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。祖田建設部長。

○祖田建設部長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案第53号 ひたちなか市道路・公園照明灯一括更新管理事業（ESCO事業）契約の締結についてであります。この契約において対象となる施設は、建設部で所管する道路照明灯と都市整備部で所管する公園照明灯であります。併せて1つの事業として契約する予定でありますので、代表しましてご説明させていただきます。

まず、議案をご確認ください。

概要といたしましては、本事業はさきの3月定例会において議会からご承認いただきまして、既に令和6年度から令和17年度までの債務負担行為を設定しているところであります。

今般、プロポーザル方式により公募しましたところ、ESCO事業者からの応募があり、そ

の事業計画（案）が選定委員会において承認されましたので、本議会で、地方自治法の規定に基づきまして議決を得ようとするものであります。

契約金額につきましては５億７，５９６万円であり、そのうち建設工事費相当分は５億９８５万円であります。

なお、契約の相手方につきましては、共同プロジェクトとしての代表構成員が岩崎電気株式会社です。そのほか、施工役割の構成員に株式会社ハレルヤ産業、管理役割の構成員は株式会社飛電社となっております。

それでは、詳細につきましては、ご承認いただき添付しました参考資料に沿ってご説明いたします。

まず、１のプロポーザルの結果につきましては、１グループから応募があり、４月２５日に選定委員会を行いまして、その選定委員会による審査の結果、最低基準点である６０％を超え７０％以上を得点したため、ひたちなか市道路・公園照明灯一括更新管理事業（ＥＳＣＯ事業）の共同プロジェクトによる事業計画（案）を承認いたしました。

次に、２の契約の相手となる事業者概要ですが、代表構成員は岩崎電気株式会社であり、契約、財務、省エネ効果の計測など、ＥＳＣＯ事業の中核を担います。道路照明灯の分野においては業界トップクラスの企業であり、県内に事業所や工場も有しております。さらには、官公庁の照明灯におけるＥＳＣＯ事業の実績も豊富で、継続して安定したサービスを受けられることが見込めます。また、照明灯の建設工事や維持管理業務も市内の電気工事事業者が受注し、茨城県電設業協会に所属するほかのメンバーとも連携協力して事業に当たることができるため、事業の継続化、安定化が図れます。

次に、３の事業効果の概要につきましては、電気料金などの金額は上下いたしますので、あくまで事業者からの見込みの数字となっておりますが、本事業によるトータルの事業費の削減効果は、見込みで約１億５，５００万円となっており、温室効果ガス削減総量は６，３３０トンＣＯ_２となっております。電気料金は年間約６，０００万円の削減が見込まれ、この削減益により事業費を賄う予定であります。

４の事業費につきましては、冒頭で概要説明いたしましたとおり、議決をいただく建設工事費相当額につきましては、道路照明灯が４億２，６１４万円、公園照明灯が８，３７１万円となっております。

５番のプロポーザルの内容につきましては、主要な部分になりますが、まず管理システムをデジタルトランスフォーメーションにより強化し、位置情報を活用した管理台帳を作成いたします。そこに画像データを加え、設置年や修繕履歴などの情報を持たせることができます。そして、このシステムとなる専用アプリを搭載したタブレットを市と事業者がおのおの活用することで、照明灯の破損や修理の状況をその場で指示、確認、報告が可能となり、情報の共有化による事業の効率化が期待できます。

また、今回予定しているスマートＬＥＤの導入により、照明灯が無線のネットワークでつながるため、照明灯の一元管理が可能となります。具体的には、従来では困難でありました個別

での照明の点灯時間を日照時間などに合わせて夏や冬で変更したり，明るさを市街地や郊外，また農地部などに分けて調整できるようになります。さらにはスマートLEDの導入により，照明灯にカメラや水位計などが設置可能となり，道路の冠水や凍結状況などの監視もできるようになります。

以上のことから，ESCO事業の導入は事務の効率化だけでなく，市民生活の安全・安心の向上にもつながるため，この導入効果は金額以上に大きいものと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 どうもありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部の皆さんは退席されて結構です。

（執行部退席）

○弓削委員長 次に，閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について，委員の皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（「正副一任」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 では，特に意見がないということですので，正副のほうで，実施するしないも含めましてご一任をいただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 ありがとうございます。

それで，日程的なものが結構限られているものですから，あらかじめ今，実施するとすればこのあたりというのをお知らせしたいと思います。7月25日（金曜日）あるいは7月28日（月曜日）あるいは8月1日（金曜日）というあたりが空いているんですけれども，このあたりで，現時点でご都合が悪いというところがございましたらお知らせいただけるとありがたいんですが。

（「もう一度いいですか」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 7月25日（金曜日），7月28日（月曜日），8月1日（金曜日）の3日間

のうちということになります。現時点では大丈夫でしょうか。

それでは、開催が決まりましたら、あるいは開催しないこととなった場合も含めまして、皆様に予定通知としてご連絡を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただきまして、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和7年度、令和7年6月23日、配付資料、閉会中の継続調査申出書（案）の順にお開きいただきたいと思います。ご準備大丈夫でしょうか。

閉会中の継続調査申し出について、事務局から説明をお願いしたいと思います。折本主幹。

○折本主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○弓削委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見がありましたらお願いいたします。ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 ありがとうございます。

それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、この案のとおり、閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出いたします。よろしくお願いいたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 では、特にないようですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもって経済建設委員会を閉会いたします。

午前10時27分 閉会